

令和 5 年 3 月 1 日

会 員 殿

公益社団法人和歌山県トラック協会
ブロック推薦理事候補者選考選挙管理委員会
委 員 長 阪 本 享 三

2023年度役員改選に伴うブロック推薦理事・幹事候補者選挙の実施について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2023年度は当協会役員改選期に当たりますことから、役員候補者選考規定、及び役員候補者選考規定内規に基づき、ブロック推薦理事・幹事候補者選考に係る選挙を実施致します。

つきましては、立候補される方は下記要領をご理解の上、受付を行っていただきますようご案内申し上げます。

※ 役員候補者選考規定・役員候補者選考規定内規は協会 HP をご参照下さい。

記

【立候補者受付要領】

受付日：令和 5 年 3 月 8 日（水） 9：00から
令和 5 年 3 月 16 日（木） 17：00まで

受付場所：「公益社団法人和歌山県トラック協会 事務所」

住所：和歌山市湊 1 4 1 4 番地

和歌山県トラック会館 1 階

電話：073-422-6771

受付方法：立候補者ご本人が、和歌山県トラック協会窓口にて所定の「立候補用紙」にご記入の上、提出して下さい。

【本件に関するお問合せ先】

ブロック推薦理事候補者選考選挙管理委員会事務局

和歌山県トラック協会総務課

担当者：勢古・宮木

電話 073-422-6771

役員候補者選考規定

公益社団法人和歌山県トラック協会

(目 的)

第1条 この規定は、公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「協会」という。）の役員候補者を選出するための必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(役員候補者)

第2条 理事会は、この協会の役員候補者として、協会推薦理事候補者9名以内並びに協会推薦監事候補者3名以内（以下、協会推薦役員候補者という。）とブロック推薦理事候補者21名以内を選考し、役員候補者として総会に上程するものとする。

2. 但し、理事会の承認を得て、定款で定められた定数の範囲内で増減することが出来るものとする。

(協会推薦役員候補者)

第3条 協会推薦役員候補者の選考は、理事会に於いて協会推薦役員候補者名簿（以下、推薦候補者名簿という。）を作成し、理事の互選により選出された者による協会推薦役員候補者選考委員会（以下、役員選考委員会という。）を設置し、理事会から提出された推薦候補者名簿の内より、適任者を選考するものとする。

(ブロック推薦理事候補者)

第4条 ブロック推薦理事候補者の選考は、協会推薦役員候補者選考後、ブロック推薦理事候補者選考選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会）を設置し、選挙により選考するものとする。

2. ブロック推薦理事候補者数は以下のとおりとする。

和歌山第1ブロック	4名以内
和歌山第2ブロック	4名以内
紀北ブロック	4名以内
中紀ブロック	4名以内
紀南ブロック	5名以内

(選 考)

第5条 理事会は、役員改選期前年度の適切な時期に推薦候補者名簿を作成し、役員選考委員会を設置、候補者の選考を命ずる。

2. 理事会は、役員選考委員会での選考が終了次第、選挙管理委員会を設置し、ブロック推薦理事候補者の選考を命ずる。ブロック推薦理事候補者選考に係る選挙に関する事項は、別に定める「役員選考規定内規」による。

3. 協会推薦役員候補者とブロック推薦理事候補者が重複することが出来ないものとする。

4. 理事会は、各ブロックより選考された候補者の内、一般社団法人・財団法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第6条第1項に規定するものが選考されたことが発覚した場合は、その者の選考を取り消し、再度選考し直すことを命ずる。

(役員選考委員会)

第6条 役員選考委員会の事務局は、協会内に置くものとする。

2. 理事会は、協会役員改選期前年度の適切な時期に、理事の互選により各ブロックから2名以内、合計10名以内の委員を選出し、役員選考委員会を設置するものとする。

3. 役員選考委員会は、理事会より示された推薦候補者名簿の内より適任者を選考するものとする。
4. 役員選考委員会に委員長1名、副委員長1名を委員の互選により置くものとする。
5. 役員選考委員会は、委員長が必要に応じ招集し、議長を務めるものとする。
6. 役員選考委員会の決議は、委員会委員の過半数以上の出席を以て行う。
7. 協会推薦役員候補者は、委員となることが出来ないものとする。
8. 役員選考委員会は、協会推薦役員候補者の選考が終了後、速やかに理事会に書面等により選考結果を報告するものとする。
9. 役員選考委員会の委員は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する旅費の支払をすることができる。
10. 役員選考委員会は、当該役員が改選された総会終了を以て解散するものとする。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙管理委員会は、役員選考規定及び役員選考規定内規に定めるところにより、ブロック推薦理事候補者の選考に係る選挙に関する事務を管理するものとする。

2. 選挙管理委員会の事務局は、協会内に置くものとする。
3. 選挙管理委員会は、協会推薦役員候補者で構成するものとする。ただし、ブロック推薦理事候補者選考に係る選挙を実施するに当たり、支障が生じる場合には、構成員から外すことができる。

4. 選挙管理委員会に委員長1名、副委員長1名を委員の互選により置くものとする。
5. 選挙管理委員会は、委員長が必要に応じ招集し、議長を務めるものとする。
6. 選挙管理委員会の決議は、委員会委員の過半数の出席者による、過半数の議決を以て行う。
7. 選挙管理委員会は、ブロック推薦理事候補者選考に係る選挙が終了後、速やかに理事会に書面等により選考結果を報告するものとする。
8. 選挙管理委員会の委員は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する旅費の支払をすることができる。
9. 選挙管理委員会は、当該役員が改選された総会終了を以て解散するものとする。

(総会への上程)

第8条 理事会は、協会推薦役員候補者並びにブロック推薦理事候補者の選考が終了後、役員候補者名簿を作成し、次期総会に上程するものとする。

(役員の補充又は増員)

第9条 任期中の辞任等により欠員が生じた場合の補充、又は増員については、正副会長会議においてその必要性等を十分に考慮した上で候補者の選考を行い、理事会に上程し理事会より総会に上程するものとする。ただし、ブロック推薦理事候補者の選考については、当該ブロックのブロック推薦理事と協議した上で決定するものとする。

(改 廃)

第10条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、平成24年10月11日より施行する。(平成24年10月11日

理事会議決)

平成25年4月26日変更。

平成28年5月17日一部変更。

平成29年2月14日一部変更。

平成29年9月14日一部変更。

役員候補者選考規定内規

公益社団法人和歌山県トラック協会

1. 協会推薦理事候補者の内訳は、会長候補者（代表理事）1名、筆頭副会長（代表理事）1名、副会長4名以内、常勤理事（業務執行理事）1名、大手事業者代表1名、青年経営者代表1名とする。
2. ブロック推薦理事候補者選考に係る選挙は、当該ブロック会員の選挙による。
3. 選挙権を有する者は、選挙告示日において会員の資格を有する者とし、選挙権は一会員当たり一票とする。
4. 被選挙権を有する者は、選挙告示日において会員の資格を有する者とする。但し、協会推薦役員候補者に選ばれた者は除く。
5. ブロック推薦理事候補者選考に係る選挙の選挙区は、次の通りとする。
 - 【和歌山第1ブロック】・・・和歌山市の紀の川より南側で、紀ノ川大橋南詰から大浦街道を通り、雑賀崎の灯台への道路を境に東側部
 - 【和歌山第2ブロック】・・・和歌山市の紀の川より南側で、紀ノ川大橋南詰から大浦街道を通り、雑賀崎の灯台への道路を境に西側部、及び和歌山市の紀の川より北側部
 - 【紀北ブロック】・・・岩出市、紀の川市、橋本市、伊都郡
 - 【中紀ブロック】・・・海南市、有田市、海草郡、有田郡
 - 【紀南ブロック】・・・御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡
6. 選挙管理委員会は、選挙告示日及び選挙期日を定め、選挙告示日に全会員に対し各ブロックの世話役となるブロック幹事立候補者を通信制（郵便またはこれに準ずる方法として選挙管理委員会が定めた方法）により募り、立候補受付期間を7日間として公益社団法人和歌山県トラック協会事務所にて書面により受付を行う。ブロック幹事予定者の定数は1ブロック14名以上20名以内とする。投票については、投票期間を7日間とし、通信制（郵便投票またはこれに準ずる方法として選挙管理委員会が定めた方法）により、選挙案内文、投票用葉書き、目隠しシールを有権者に送付し、有権者はブロック幹事予定者選挙の候補者名簿のうちから投票を行う。投票用葉書きに

よる投票は、当該会員が所属するブロックごとの連記式投票により行い（但し連記できる員数は当該ブロックの最大定数を上限とする。）、選挙期日前日の17時までに選挙管理委員会到着分を有効とする。但し、ブロック幹事予定者選挙の候補者数が当該ブロックの定数以内の場合は、無投票当選とする。また現ブロック推薦理事において定数の範囲内の員数を指名選任することができる。

7. 次の場合は無効票とする。

- (1) 上記投票ルールに準じていない場合。
- (2) 記載内容が不明確な場合。

8. 選挙管理委員会は、選挙期日に開票を行い、各ブロックの上位から当選者を決定する。当選結果については、公益社団法人和歌山県トラック協会ホームページで発表を行うとともに、当該候補者に書面により通知する。

9. ブロック幹事予定者の決定をもってブロック推薦理事候補者選挙の候補者とする。但し現ブロック推薦理事より指名選任されたブロック幹事予定者のうち、ブロック推薦理事候補者選挙の候補者たる地位の辞退を望む者については、その意思を尊重する。

また、過去に理事経験がない者、または当該会員が所属するブロックにおいて、1期以上の幹事経験がない者はブロック推薦理事候補者選挙の候補者より除外する。

10. 選挙管理委員会は、選挙告示日及び選挙期日を定め、選挙告示日にブロック推薦理事候補者選挙の候補者を確定する。投票については、投票期間を7日間とし、通信制（郵便投票またはこれに準ずる方法として選挙管理委員会が定めた方法）により、選挙案内文、投票用葉書き、目隠しシールを有権者に送付し、有権者はブロック推薦理事候補者選挙の候補者名簿のうちから投票を行う。投票用葉書きによる投票は、当該会員が所属するブロックごとの連記式投票により行い（但し連記できる員数は当該ブロックの定数を上限とする。）、選挙期日前日の17時までに選挙管理委員会到着分を有効とする。但し、ブロック推薦理事候補者選挙の候補者数が当該ブロックの定数以内の場合は、無投票当選とする。

11. 次の場合は無効票とする。

- (1) 上記投票ルールに準じていない場合。
- (2) 記載内容が不明確な場合。

12. 選挙管理委員会は、選挙期日に開封を行い当選者を決定する。当選は各ブロック

の上位4名（紀南ブロックは5名）とする。但し、地域性等を考慮してブロック内で必要と判断した場合には各ブロックにおいて地区割りをを行い、各地区において最低1名の理事候補者を確保できるものとする。具体的には、まず開票を行い地区別の上位1名を当選とし、次にブロック全体の順位にて残余の理事候補者の当選を決定する。同数となり候補者を決することができない場合は、当該ブロックにおいて同数者を除くその他の幹事予定者にて再投票（決選投票）を行い当選者を決定する。なお、地区割りについてはブロック内で調整を行うこととし、ブロック内において内規として定めることができる。当選結果については、公益社団法人和歌山県トラック協会ホームページで発表を行う。

- 1 3. ブロック推薦理事候補者が決定次第、ブロック推薦理事候補者の中からブロック幹事予定者の互選により、ブロック長1名を選任し、その他の理事を副ブロック長とする。
- 1 4. 代表理事以外の副会長並びに常勤役員は、会長が理事の中から選出するものとする。
- 1 5. 任期途中でブロック幹事に欠員が生じた場合の取扱いについては、原則として次期改選期まで欠員とする。ただし当該ブロック推薦理事にて必要と認めた場合には、ブロック推薦理事において補充選任することができる。
- 1 6. この内規に定めのない事項、及びこの内規の解釈に疑義が生じた場合の解釈は、選挙管理委員会の決議を経て取り扱うものとする。